



Title	Toward a Credible Form of Scanlonian Contractualism [an abstract of dissertation and a summary of dissertation review]
Author(s)	吉村, 佳樹
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第16494号
Issue Date	2025-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/94955
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Yoshiki_Yoshimura_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 吉村 佳樹

学位論文題名

Toward a Credible Form of Scanlonian Contractualism
(スキャンロンの契約主義のもっともらしい形態の構築に向けて)

・本論文の観点と方法

現代の有力な道徳理論の一つであるスキャンロンの契約主義では、「他者に対する正当化可能性」が道徳にとって根本的なものとされ、「合理的な拒絶可能性」に訴えることによって正当化できないような行為は不正であると主張されている。「人は他者に危害を加えてはならない」といった一般的原則は、異議による精査に耐えられるかどうかによって評価され、行為の正当性は「誰もが合理的に拒絶することのできない」一般的原則によって禁止されていないかどうかによって決定される。

このようにスキャンロンの契約主義は、特定の行為に対する反対意見を直接検討することなく、「誰も合理的に拒絶することのできない原則」に基づいて行為の正当性を評価しているが、それを疑問視する論者もいる。この理論では個々の行為に関する異論は問題とされることなく、一般的原則と、その原則に対する異論に焦点が当てられる。だが人々は通常、自分の行為の正当性を考える際に、このような一般的原則を意識的に考慮することはない。

さらに、スキャンロンの契約主義は一般的原則を用いて行為を評価するが、一般的原則を用いて行為を評価するような道徳理論に対する批判をもとに、スキャンロンの契約主義の妥当性に疑問を呈する哲学者もいる。伝統的に、一般的原則を用いて行為を評価するような道徳理論では、〈多くの人々がその原則に従う場合、何が起こるか〉という想定(Counterfactual Adherence)にもとづいて原則を評価する。しかし、このような評価方法では、原則に従う人がそれほど多くないような状況では、妥当な道徳的判断を提供できない可能性がある。これは一般的原則に依拠する道徳理論の重大な欠陥となる。

本論文の主な目的は、これらの反対意見に応える形で、従来のものとは異なるスキャンロンの契約主義の定式化を試み、もっともらしい形態のスキャンロンの契約主義を展開することである。このような契約主義では、一般的原則を用いる従来の道徳理論とは異なり、「多くの人々が原則に従う場合に起こるであろうこと」を想定することは要求されない。

このようなスキャンロンの契約主義では、一般的原則を用いる従来の道徳理論が、特定の原則が広く遵守された場合の結果に基づいてある種の行為を要求してきたような事例(例えば集団的影響)にどのように対応するかが問題になる。その事例とは、多数の人がある特定の行為をするなら重大な影響が生じるが、一人の個人の行為だけでは大きな変化をもたらさないような場合である。例えば、多くの人々が温室効果ガスの排出を削減すれば、地球温暖化を緩和することができるが、一人の個人が排出削減に努めたとしても、それだけでは地球温暖化に対して大きな違いが生じるわけではない。このような事例について、一般的原則に依拠する伝統的道徳理論は、「多くの人々が温室効果ガスを削減すれば地球温暖化を緩和できるので、個々人は温室効果ガス排出量を削減する道徳的義務を負う」というように、明確な結論を提示する。それに対して本論文では「多くの人々が特定の行為を取った場合に起こるであろうこと」を根拠としないような形態のスキャンロンの契約主義が提示される。そしてそれが、集団的影響の事例に効果的に対処できることを示すことによって、この理論の妥当性を示そうとする。

本論文は、以下の三つの課題を達成することによって、もっともらしい形態のスキャンロンの契約主義を展開することを試みている。第一の課題は、スキャンロンの契約主義では、一般的原則の採用は「他者に対する正当化可能性」へのコミットメントがあることを前提していることを説明することである。第二の課題は、スキャンロンの契約主義は「多くの人々が特定の行為を行った場合に起こるであろうこと」を根拠として、あるタイプの行為を要求することを、どのように回避しているのかを明らかにすることである。第三の課題は、スキャンロンの契約主義が、そのような想定を根拠とすることなしに集団的影響の事例について対処する方法を示すことである。

本論文では個人の尊重といった、一般的原則の採用根拠を示すことによって、既存のスキャンロンの契約主義の基礎が示される。さらに本論文で提起された契約主義は、地球温暖化、肉食、大気汚染など集団の影響に関わる問題における道徳的要求に対して新たな根拠を提供することで、こういった応用倫理学的問題への対応に有効である。

・本論文の内容

本論文の第1章では、スキャンロンの契約主義の功利主義に対する優位性が説明され、伝統的契約主義やカント主義など、他の理論と契約主義との関係について述べられ、それによってスキャンロンの契約主義の特徴が明らかにされる。さらに本論文の内容と貢献について説明した後、道徳理論の目的と方法について簡単に述べられている。

第2章では、スキャンロンの契約主義が行為の道徳的評価のために一般的原則を用いる根拠が提示される。つまり正当化可能性と「個人の価値の尊重」の解釈とが関連していることが、契約主義において一般的原則を用いる根拠となっていることが論証される。契約主義的な正当性に基づいて自身の推論や行為を規制することは、「個人の価値に対する尊重」を実践することである。また契約主義者は、個人の価値を尊重するためには、その個人の「合理的能力」を認めなければならないと考えている。そして一般的原則を用いて行為の正当性を評価することは、このように個人の価値を尊重することでもあることが述べられている。

第3章では、第2章で提示された形態の契約主義は、「多くの人々が特定の行為を行った場合に起こるであろうこと」にもとづく、ある種の行為の要求について、そういった想定を用いることによる利点を失うことなしに、「遠隔世界批判」などのそのような論法への批判を回避可能であることが示される。ここではある種の行為が禁止または許可されることの重要性が強調される。それを考慮に入れることで、従来の形態の契約主義に対する反対意見を回避できることが述べられている。

第4章では、第2章と第3章で展開された形態の契約主義が、ある種の行為の許容可能性や禁止の意義に訴えることによって、集団的影響を考慮するケースに対応可能であることが示される。多くの人々が特定の行為を行うと、重大な被害が生じるような場合では、そのような被害を生じる行為の禁止は「善き人生の追求者」という価値ある地位を人々に与える。それがそのような行為を行うことの根拠となり得ることが示されている。